

坂出市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が生計困難者および生活保護受給者への利用者負担（利用者が負担する介護費，食費，居住費（滞在費）および宿泊費をいう。以下同じ。）を軽減する場合，その社会福祉法人等に対し，市が負担額の一部を助成することにより，介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(社会福祉法人等による利用者負担軽減の申出)

第2条 利用者負担の軽減（以下「軽減」という。）を行う社会福祉法人等は，社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（様式第1号）を，市長に提出しなければならない。

(対象サービス)

第3条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護，通所介護，短期入所生活介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス，介護福祉施設サービス，介護予防訪問介護，介護予防通所介護，介護予防短期入所生活介護，介護予防認知症対応型通所介護および介護予防小規模多機能型居宅介護とし，前条の申出を行った社会福祉法人等は，申し出たすべてのサービスについて利用者負担の軽減を行うものとする。

(軽減の対象者)

第4条 軽減の対象者は，次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) その属する世帯が市民税非課税世帯であって次の各号のいずれにも該当する者のうち，その者の収入，世帯の状況，利用者負担等を総合的に勘案し，生計が困難な者として市長が認めたもの（以下「生計困難者」という。）
 - ア 年間収入が単身世帯で150万円，世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円，世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ウ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
 - エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - オ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 生活保護受給者

(軽減の程度)

第5条 軽減の程度は、次の各号の対象者の区分に応じ、当該各号に定める程度とする。

- (1) 生計困難者 利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）
- (2) 生活保護受給者 利用者負担のうち、居住費（滞在費）の全額
- (3) 平成25年生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者利用者負担のうち、居住費（滞在費）以外については4分の1（ただし、老齢福祉年金受給者は、2分の1とする。）とし、居住費（滞在費）については全額とする。

(軽減の対象とする利用者負担の範囲)

第6条 軽減の対象とする利用者負担の範囲は、次の各号とする。

- (1) 介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費負担、食費および居住費ならびに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および複合型サービスに係る地域密着型サービス費負担、食費および居住費
- (2) 短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費負担、食費および滞在費ならびに介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費負担、食費および滞在費
- (3) 小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費負担および宿泊費ならびに介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費負担および宿泊費
- (4) 訪問介護および通所介護に係る居宅介護サービス費負担
- (5) 介護予防訪問介護および介護予防通所介護に係る介護予防サービス費負担
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護および認知症対応型通所介護に係る地域密着型サービス費負担
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費負担
(提出書類等)

第7条 軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書に社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に係る資産等申告書（様式第3号）および次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、生活保護受給者については、坂出市福祉事務所長発行の生活保護受給証明書をもって代える。

- (1) 世帯員全員の収入を証する書類
- (2) 世帯員全員の預貯金等を申告する書類

(3) 世帯員全員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないことを申告する書類

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないことを申告する書類

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、対象者であるか否かを審査し、その結果を社会福祉法人等負担軽減決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、軽減対象者と認めるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（生計困難者については様式第5号、生活保護受給者については様式第6号。以下これらを「確認証」という。）を申請者に交付するものとする。

（軽減の方法）

第8条 確認証の交付を受けた者は、第3条に規定するサービスを利用するときは、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対し、確認証を提示しなければならない。

2 社会福祉法人等は、前項の確認証を提示した者については、確認証の内容に基づき利用者負担の軽減を行うものとする。

（社会福祉法人等への助成）

第9条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（市を保険者とする利用者にかかるものに限る。）のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入（第3条に規定する軽減対象のサービスに限る。）の1%を超えた部分に相当する額について、2分の1以下の範囲内で、社会福祉法人等に対して助成するものとする。ただし、指定介護老人福祉施設および指定地域密着型介護老人福祉施設にかかる利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額助成するものとする。

（軽減費の返還）

第10条 市長は、詐欺その他不正の行為により、この要綱による軽減を受けた者に対して、当該軽減額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則（平成13年6月1日要綱）

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成15年4月1日要綱）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月1日要綱）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日要綱）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日要綱第16号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月22日要綱第77号）

この要綱は、平成23年7月22日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業運営要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成24年3月31日要綱第46号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月27日要綱第32号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年7月4日要綱第62号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則（平成27年12月28日要綱第42号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）